

<お知らせ>

**都市計画区域の区域区分の変更により
新たに市街化調整区域に編入された土地で
自己用の建築物の建築等を計画されている方は
区域区分の変更後6ヶ月以内に届出が必要です。**

大和都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域との区分(線引き)の都市計画の変更・決定が近く予定(平成23年5月上旬頃)されています。

この区分(線引き)の変更によって、新たに市街化調整区域への編入が予定されている区域があります。

市街化調整区域は原則として建築物の建築等はできませんが、新たに市街化調整区域に編入された区域では、都市計画法第34条第13号に基づき、次のすべてに該当する場合は、区分の変更に係る決定告示日から5年間に限り、自己の居住又は業務の用に供する建築物の建築等を行うことができます。

- ① 新たに市街化調整区域に編入された際、既に土地又は土地の利用に関する権利を持っていること
- ② 区分の変更に係る決定告示日から6ヶ月以内に、県知事(奈良市内については奈良市長)に届出を行うこと。
- ③ 区分の変更に係る決定告示日から5年以内に、都市計画法に基づく開発許可を受けて開発行為を完了、又は、建築許可を受けて建築工事を完了すること。

詳細についての問い合わせ先

奈良県土木部建築課	TEL	0742-27-7562
郡山土木事務所建築課	TEL	0743-52-1101
高田土木事務所建築課	TEL	0745-52-6144
桜井土木事務所建築課	TEL	0744-42-9191